

部活動に関する規定

1 部活動の目的

- ① 部活動は余暇の善用を図り、趣味と個性伸長、心身ともに健康な人間を育成するとともに、規則を守り礼儀正しい人間をつくることを目的とする。
- ② 部活動は異学年集団活動を通して、お互いに協力し助け合い、豊かな性格を形成し、技能を高める場である。

2 部活動の意義

発育途上にある中学生にとって、部活動は人格の調和的発達を図るうえで重要な役割をもっている。

- ① 生徒の自主性と個性を伸ばし、青少年の健全育成に役立つ。
- ② 入部している生徒が生きがいを感じ、自由に選んでできる活動である。
- ③ 余暇の善用を図り、生活に潤いを与える。
- ④ 体力、忍耐力、協力心を養うことができる。
- ⑤ 自分の個性や能力を発見し、それを伸ばすことができる。
- ⑥ 生徒相互の切磋琢磨するよい機会であり、教師対生徒の望ましい人間関係を深める。
- ⑦ 物事を自主的、自発的に行い、積極的に行動する態度や習慣及び責任感を養うことができる。
- ⑧ 集団のきまりを守り、所属感・連帯感を身につけさせる。

3 部活動の方針

- ① 部活動は教育活動の一環として行われるが、あくまでも教師の奉仕的協力のもとに行われるものである。
- ② 活動をするにあたっては学校・学年・学級の諸活動にさしつかえないようにする。
- ③ 顧問・コーチは下校時間に間に合うように練習を別に定められた時間内で行うものとする。
- ④ 部顧問・副顧問の配置にあたっては、全教師で対応し教師の特技・趣味・関心等を考慮し、希望を募って学校長が委任する。

4 部の設置条件

- ① 部は本校の職員組織、施設、備品等も考慮の上、無理のない範囲で設置する。
- ② 本校職員以外の指導者だけでの設置を認めない。
- ③ 部の新設について
ア 部顧問、施設、備品等の条件が満たされ継続して活動できる場合に、新しい部の設置を部顧問会に申請することができる。
イ 部顧問会で検討し、全職員の承認と学校長の許可を得て新設する。
ウ 新しい部は、同好会として開始し、1年間の活動状況をみて部として認める。

5 部顧問・副顧問の役割

- ① 競技会への生徒引率と監督をする。
- ② 入部・退部の手続きの世話をする。
- ③ 部室・用具の購入管理及び活動指導を行う。
- ④ 部顧問会を設置し、部活動全体の運営などを行う。
- ⑤ 副顧問の配置は、部員数の多い部から配置し、部長会・部顧問会を必要に応じて行う。

6 外部コーチについて

- ① コーチは顧問・副顧問と連携し、部活動の目的を達成するために共に活動を行うものとする。
- ② コーチは学校長が委嘱する。
- ③ 部顧問が技術指導者(コーチ)を必要とする場合は、校長に要請して配置してもらう
- ④ コーチの任期は1年の更新制とする。

7 部員の資格・入部・退部に関する規則

- ① 資格……本校に在籍する生徒で学校長・保護者・顧問が許可した者に限る。
- ② 入部……学級担任・顧問を通して、所定の用紙を用いて入部手続きをする。
ア 入部を許可された生徒は、**入部費(6,000円【部費5000円＋製氷機リース代1000円】)**を各部顧問へ納入する。**※3年生はコロナの対応で3,000円とする。**
イ 学期半ばの入部の場合も入部費を納入する。
ウ 部変更の場合は、関係する部顧問で話し合いを持った後に、本校指定の用紙に必要事項を記入して、顧問へ提出する。
- ③ 4月に設置部と各部顧問の職員を生徒に提示する。また、仮入部期間として1週間程度活動に参加し、活動内容を確認させる。
- ④ **部活動結成は 4月17日(金)に行う。**
- ⑤ 部活動を退部または転部する場合は、顧問・担任・保護者の確認を得て届けを提出する。

部活動の規則

1 活動にあたって

- ① 練習には指導の主体者である主顧問又は副顧問が必ずつくこととする。
- ② 顧問・副顧問が練習につけない場合はコーチと連携して活動を行うことができる。
- ③ 中間テストは3日前、期末・学年末テストは5日前の期間は各部とも活動を停止する。
※但し、試合が1週間前の場合は保護者の了承を得て、校長の許可を受けて活動することができる。
※その際、大会参加については、県・地区大会とし活動時間は1時間程度とする。

2 活動日及び時間

- ① 活動は放課後の時間を当てる。(平日2時間程度、土日は3時間程度とする)
- ② 活動日は顧問に一任し、生徒・父母会との了解で決定する。
ア 原則的には、平日1日・土日のうちどちらかを休みとする。
イ 毎月、第3日曜日は、部活動は休みとする。【家庭の日】
※但し、大会や大会前の場合はその限りではないが、別の日に振り替えて必ず休みを入れる。
イ 顧問、副顧問またはコーチのついていない活動は認めない。

③ 早朝練習について

- ア 朝の活動を行うときは、顧問を通して校長の許可を受ける。
- イ 朝の学活、諸活動に支障がないようにする。
- ウ 朝のあいさつ運動や清掃活動も積極的にを行う。

④ 下校について

- ア 練習終了時間
- | | | | | |
|---------|-------|----|-------|------|
| 4月～9月 | 19:00 | 終了 | 19:15 | 完全下校 |
| 10月～12月 | 18:30 | 終了 | 18:45 | 完全下校 |
| 1月～3月 | 18:45 | 終了 | 19:00 | 完全下校 |

- イ 下校時間を守れない部は、活動を停止する。【土日祝祭日では、部活が終わり次第下校させる】
- ウ 早朝練習は顧問・副顧問またはコーチの監督のもとで午前7時～7時50分までとする。

3 活動場所・運道用具・諸器具の使用について

- ① 体育科で管理している運動用具、器具を使用する場合は、必ず許可を得て使用する。使用後は、必ずもとの場所に返し、担当教師に報告する。
- ② 活動場所は、「使わせてもらっている(感謝の心)」で、使用、清掃、片付けを心がける。

4 練習試合

- ① 練習試合の申し込み、または、他校からの受付は顧問教師が行う。コーチのみ、部員同士で、勝手に練習試合を組まないこと。

5 部員心得

- ① 顧問、副顧問、コーチの指導助言を受けて活動計画を立て、その計画に従って自主的に活動する。
- ② 学級活動・生徒会活動・学校行事等にも一生懸命であること。
- ③ 学校代表としての自覚を持ち、常に礼儀正しくけじめをつけること。
- ④ 事故防止に努める。(事故が起きた場合は、顧問に連絡する。)「ほうれんそう」の徹底化。
- ⑤ 部活動の道具は、各部、または個人でしっかりと管理する。

6 罰 則

- ① 部活動の規則を守らない部は、活動を停止する場合がある。(但し、部活動停止については、部顧問会で決定する。)
- ② 学校生活においても同様に、活動停止、もしくは奉仕活動にする場合もある。
(各部顧問対応)

部活動の運営

1 予算

- ① 各部の予算は、保護者から徴収した部費をあてる。
- ② 部費として徴収した予算は、各部の運営費とする。
- ③ その他(ユニフォーム、シューズ等)は自己負担とする。
- ④ 1年間の活動収支決算をしっかりとまとめておく。

2 事故の補償

- ※ 活動中に起きた事故・傷害等については、日本スポーツ振興センターの規則に基づいて補償する。